

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長 石黒和彦

南知多町条例第19号

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例（令和4年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次の表により算定した」を「次に掲げる表の区分により、基本使用料及び超過使用料の合計額に消費税相当額を加えた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第10条第1項の表中「1,200円」を「1,091円」に、「150円」を「136円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（漁業集落排水施設使用料に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例第10条第1項の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して使用している場合で、施行日以後初めての検針に係る料金については、なお従前の例による。